

【ポスター発表】

市配置婦人相談員によるDV被害者に対するソーシャルワーク実践

—初回面接での対応に焦点づけて—

○ 奈良教育大学／大阪公立大学客員研究員 岩本 華子 (6144)

増井 香名子 (日本福祉大学／大阪公立大学客員研究員・7166)、古井 克憲 (和歌山大学・5149)

キーワード：市町村 DV相談 初回面接

1. 研究目的

配偶者等パートナーからの暴力（以下、DV）被害者支援は、被害者の生命及び人権にかかわる重要な支援である。支援において、被害者の置かれている物理的及び心理的状況も踏まえ、「本人の意思」を尊重すること、また、住民に身近な自治体である市町村でのDV被害者支援の充実が求められている。DV被害者からの相談対応を行う公的な存在の一つに婦人相談員がある。婦人相談員は都道府県に必置、市は任意配置であり、2020（令和2）年4月1日現在、都道府県469名、市区1,064名の婦人相談員が配置されており、特に市配置の婦人相談員の増加率が高くなっている。2022（令和4）年5月「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が成立した。従来の婦人相談員は新法の女性相談支援員として、今後さらにその活躍が求められる。『婦人相談員相談・支援指針』では、婦人相談員をソーシャルワーカーとして位置付けている。高瀬は自治体の婦人相談員業務を「ソーシャルワーク業務であるとともにコーディネート業務である」（高瀬2013:29）と述べた上でDV相談対応のポイントを整理しているがソーシャルワーク実践の内実までは触れられていない。以上をもとに本研究は、市配置の婦人相談員によるDV被害者支援のなかでも初回面接に焦点づけてソーシャルワーク実践の内実を明らかにすることを目的とする。

2. 研究の視点および方法

本研究でははじめに婦人相談員が「どのようにケースに出会っているのか」「相談者の状況」について整理を行い、次に初回面接に「どのように関わっているのか」に焦点づける。

本研究では政令指定都市（A市）の婦人相談員にzoomを用いたグループインタビュー調査を実施した。インタビューでは①担当の業務内容②支援で感じる困り感③うまくいったと感じた対応・経験等を尋ねた。調査は2021年1～3月に3グループに分けて実施した。調査協力者は、A市の婦人相談員13名であり、調査時の年齢は30代2名、40代2名、50代6名、60代3名、調査時の婦人相談員経験年数は4年以上6年未満5名、6年以上8年未満2名、8年以上10年未満4名、10年以上2名、保有資格（重複あり）は社会福祉士6名、精神保健福祉士1名、保育士5名、社会福祉主事任用資格5名等である。

インタビューで得られたDV相談に関する語りのうち、「どのようにケースに出会っているのか」「相談者の状況」について抽出し分類を行った。さらに初回面接において婦人相談員が相談者と「どのように関わっているのか」について語られた部分を抽出し、佐藤（2008）を参考に、語りの内容を表すコードをつけ（定性的コーディング）、似た意味のコ

ードを集めて、より抽象度が高い概念的カテゴリーをつけた（焦点的コーディング）。

3. 倫理的配慮

本研究は日本社会福祉学会研究倫理規程を遵守して実施した。調査協力者へ文書と口頭で調査目的や内容、調査結果の公表及び公表過程で個人が特定されない等の説明を行い、調査協力への同意を文書で得た。また個人情報に関するデータの取り扱いには十分に配慮した。奈良教育大学「人を対象とする研究倫理審査委員会」の承認（2020/1/10、審査番号1-12）を得て実施した。結果の公表にあたっては共同研究者から公表の許可を得ている。

4. 研究結果

婦人相談員は相談者と電話／来所相談、警察経由での一時保護で出会い、相談者はDVに気付いている／いない、DV関係なのか知りたい、加害者との離別の意思がある／ない、離別が選べない状況、命の危険性がある等、様々な状況に置かれていた。以下、カテゴリーを〔 〕、コアカテゴリーを【 】で示す。婦人相談員は初回面接で、まず〔聞くまでわからない相談内容〕の状況の中〔傾聴からスタート〕し【相談者の世界に入る】。そして【思いの把握】を行いつつ、〔DVチェックリストの活用〕や〔離別の意向の確認〕〔相談者の背景・環境を知る〕という【支配状況・相談者理解のための聴き取り】を進めていく。そこでの相談者の話しをもとに〔命の危険性・緊急性の把握〕〔子どもの虐待被害の把握〕という【緊急性の把握】を行う。また、〔相談者の困り感への焦点づけ〕や〔相談者のストレスの確認〕〔支援の方向性の検討・判断〕を通した【支援の方向性を見出し】を行う。その上で〔一時保護や保護命令の情報提供〕〔具体的な選択肢と方法を共に検討〕〔とりうる選択肢と方法の提案〕〔離別を決めていけるような言葉かけ〕等の【選択肢・方法を示し、決めるを誘う】を行っていく。さらに〔相談者のエンパワメント〕や〔加害者と真逆のメッセージを積極的に伝える〕こと、〔心理教育の実施〕による【相談者の心（内）を揺るがす支援】を行う。初回面接は【途切れるか継続できるかわからない「一発勝負」】の場でもある。そのため〔相談者に一つでも「お土産」を渡す〕ことで【心に届く相談】にすることに加え、〔関係を閉ざさないスタンス〕〔積極的な継続相談への促し〕〔繋がり続けるための言葉かけ〕〔次につながる具体的な関わり〕という【繋がり続けに挑む】を行っていた。

5. 考察

結果で示した【相談者の世界に入る】【思いの把握】はインタビュー、【支配状況・相談者理解のための聴き取り】【緊急性の把握】【支援の方向性を見出し】はアセスメント、【選択肢・方法を示し、決めるを誘う】【相談者の心（内）を揺るがす支援】はインターベションに対応している。本研究の結果から、婦人相談員は初回面接でソーシャルワークプロセスの全過程を行っていると見える。また強制的な権限を持たない中で、【心に届く相談】【繋がり続けに挑む】ことを行っていた。

参考文献：佐藤郁哉（2008）『質的データ分析法 原理・方法・実践』新曜社。

高瀬和子（2013）「DVの諸相と婦人相談員による支援」公職研編『地方自治職員研修』647,27-29。
本研究はJSPS 科研費 20K02262、JSPS 科研費 18K1299の助成を受けて行った。